

事業名	乳用牛改良推進事業費		
細事業名	乳用牛群検定推進事業費	財務コード	058202
担当部課室	農政 部 畜産 課 生産振興 担当 (内線)	5262	

事業の概要

実施期間	始期 S57 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(山梨県乳用牛群検定組合)、県(委託)		
事業の目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	乳用牛を飼養する農家(酪農家)	牛群検定に参加し、効率的かつ適正に乳用牛群の改良が進んでいる	県内乳用牛の能力向上及び酪農家の収益向上
事業の内容 主にH27年度	<p>[補助]</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳用牛群検定: 乳牛の資質向上と効率的な飼養を図るため、農家飼養の乳用雌牛群の総合的な能力検定を推進する。 乳用種雄牛後代検定: 優良乳用種雄牛を選抜するため、乳用牛群検定のデータを基にした、後代検定の実施を推進する。 <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳用牛群検定: 雌牛の生産能力を、毎月生乳サンプルを採取し、検定の成績により評価する。 乳用種雄牛後代検定: 雄牛の遺伝能力を娘牛(後代)の検定の成績により評価する。 <p>補助先: 山梨県乳用牛群検定組合</p> <p>補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳用牛群検定: 42.2/100 乳用種雄牛後代検定: 10/10 <p>[委託]</p> <p>目的: 乳用牛群検定により得られた情報を有効に活用するため、検定情報を分析し、農家指導を行う。</p> <p>委託先: 山梨県酪農業協同組合</p> <p>事業内容: 検定情報の分析及び酪農家指導</p>		
	根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、山梨県酪農・肉牛生産近代化計画書、家畜改良増殖法、家畜及び鶏の改良増殖計画、乳用牛群検定普及推進事業費補助金交付要綱	

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	26年度	27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	検定農家戸数	15	13	13	13	13	目標設定の考え方 前年度実績値を参考に設定
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %				データの出典等 山梨県乳用牛群検定組合事業報告
成果指標	乳用牛1頭1日あたり 平均搾乳量	28.8	28.8	31.0	31.0	31.0	目標設定の考え方 前年度実績
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		107.6 %				データの出典等 牛群検定成績表
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	1,181 0	1,080 0		1,186 0	1,186 0	成果指標によらない成果	
所要時間(直接分)	84 時間	84 時間		81 時間	81 時間		
所要時間(間接分)	38 時間	38 時間		36 時間	36 時間		
所要時間計	122 時間	122 時間		117 時間	117 時間		
人件費コスト単位:千円 (@2,044円×所要時間)	249	249		239	239		

これまでの事業の見直し・改善状況

H18年度: 三位一体の構造改革に伴い、国庫補助金が廃止され県に税源移譲されたことにより、「乳用種雄牛後代検定推進事業費補助金」と「乳用牛群検定普及定着化事業費補助金」とを統合し、「乳用牛群検定普及推進事業費補助金」とした。

H20年度: 行政評価により、「乳用牛群検定普及推進事業費補助金」と「乳用牛群検定普及定着化事業(委託費)」は関連性が高いことから統合縮小し、「乳用牛群検定推進事業費」とした。

活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H27年度活動指標の達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H27年度成果指標の達成率		H27年度の乳牛1頭あたりの乳量は目標を達成している。また、検定対象となる牛の月齢構成により年によって多少の増減はあるものの、H18年(27.6kg/頭)と比較して増加傾向にあり、牛群検定参加農家の牛群の能力向上が図られて農家の経営改善に寄与しているため、意図した成果を上げている。しかし、検定加入農家の高齢化、廃業などの影響により、検定加入農家数が減少した。今後は検定加入農家の維持拡大が課題。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
無	乳用雌牛の遺伝的な能力向上と効率的な飼養管理を図るため、牛群検定により酪農家飼養の乳用雌牛群の能力検定を行い、評価を継続して実施していくことが必要である。 また、同時に後代検定による雄牛の改良を推進することで、雌雄両方からの乳用牛の能力向上が図られ、酪農家の経営向上につながることから、全国で取り組まれている事業であり、本県としても今後とも継続的に取り組んで行く必要がある。 なお、本事業の取組により、昨年度実施された第14回全日本ホルスタイン共進会において、県内酪農家出品牛が体型、乳生産能力に優れた牛に送られるベストプロダクション賞を受賞しており、事業の成果が確実に上がっている。	

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に記入 予算編成後に修正等	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
 ・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名: 農政部畜産課

細事業名: 乳用牛群検定推進事業費

調書番号: 10

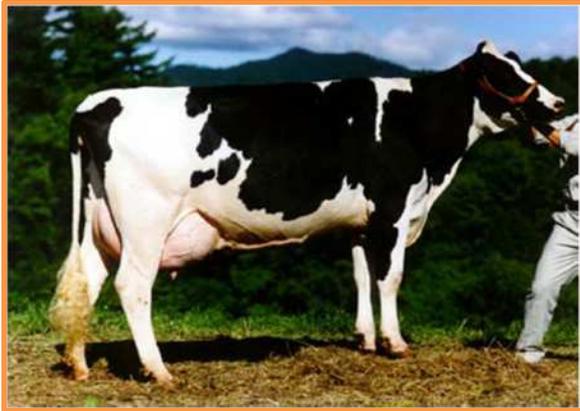
事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H27所要時間(h)	H28所要時間(h)A	H29所要時間(h)B	縮減等B-A	具体的業務の見直しの内容	見直しに至った理由等(又は見直しなしの理由等)
1 牛群検定	補助金交付業務(直接)	4月	23	22	22	0	なし	業務に必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	委託契約業務(直接)	4月	23	22	22	0	なし	業務に必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	会議出席(都内等)(直接)	9月	15	15	15	0	なし	業務に必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	打ち合わせ会議(間接)	毎月	17	16	16	0	なし	業務に必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	農家指導(間接)	年2回	15	14	14	0	なし	業務に必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
(小計)			93	89	89	0		
2 後代検定	補助金交付業務(直接)	4月	23	22	22	0	なし	業務に必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	打ち合わせ会議(間接)	年2回	6	6	6	0	なし	業務に必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
						0		
						0		
(小計)			29	28	28	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間(計)			122	117	117	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

乳用牛について

- ・乳用牛は、家畜化された牛のうち、特に乳の出る量が多くなるように品種改良された牛。
- ・日本で飼養されている乳用牛の99%以上がホルスタイン種(下図)。
- ・雌牛から、飲用牛乳やバター、チーズ、ヨーグルトなどの乳製品を生産するための「生乳」を搾乳。
- ・雄牛も存在するが、乳は出ない。



ホルスタイン種の雌牛(左図)

- ・日本で飼養される代表的な乳用雌牛。
- ・全国で約150万頭程度飼養されている。
- ・発達した乳房が特徴。
- ・人間同様、妊娠出産を経験しなければ、乳は出ない。
- ・定期的に、出産しなければ、乳生産量は低下。

ホルスタイン種の雄牛(右図)

- ・乳生産を行わない雄牛のほとんどは、肉用として飼育出荷される。
- ・一部の極めて優秀な雄が、「種雄牛」と呼ばれ、雌に種付けするための精液(凍結状態で流通)を採取するために飼養される。
- ・全国で約1000頭未満しか飼養されていない。
- ・限られた場所でしか飼養されていないため、めったに見る機会はない。



安定した乳生産、後継牛の確保などの理由で、妊娠出産は酪農業の最重要事項！！

→ 優秀な後継牛を得るためにどの雌牛とどの雄牛を交配させれば良いのか？

→ **牛群検定と後代検定の活用**

牛群検定と後代検定の関係

牛群検定とは？

牛群検定とは月に1度、検定員が酪農家の搾乳に立会い、各乳牛の搾乳量、乳成分、繁殖状況、飼料など詳細なデータを収集し、そのデータから経営に役立つ主に4つの情報を酪農家に還元する事業。

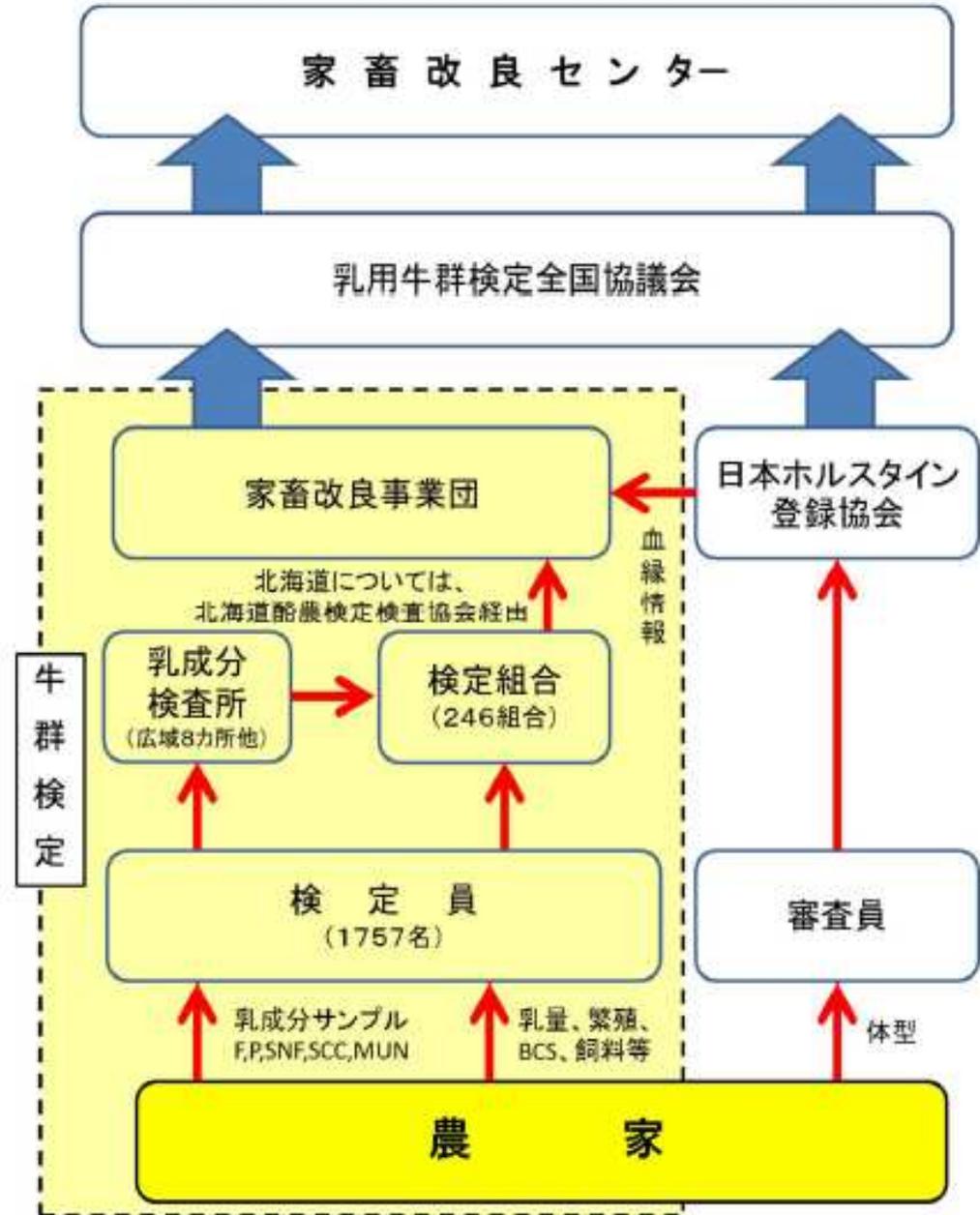
- 1) 飼養(健康)管理
- 2) 繁殖管理
- 3) 乳質、衛生管理
- 4) 遺伝的改良

後代検定とは？

上述の牛群検定の情報のうち1)～3)は、家畜改良事業団で集計分析されて酪農家に毎月還元されますが、4)遺伝的改良については、牛群検定データを用いて家畜改良センターで分析されます。

後代検定とは、牛群検定データを土台に乳牛の遺伝的能力を明らかにして、優秀な種雄牛を作出する事業です。遺伝的能力は雌牛についても計算され、これは乳用牛群検定全国協議会を經由して、家畜改良事業団により全国の検定農家に還元されます。

牛群検定は、酪農家個々の経営改善に役立つだけでなく、後代検定として日本の次代を担う種雄牛を作出する重要な事業となります。



牛群検定と後代検定の歴史

明治28年

デンマーク・ヴァイエン村：世界初の乳用牛の能力検定が開始

昭和49年

国が乳用牛群改良推進事業として、牛群検定を推進開始

背景：第一次オイルショックによる経済恐慌・飼料高騰などによる酪農危機

目的：乳用牛の能力把握と生産性の改善

昭和57年

山梨県下全域で、乳用牛群改良推進事業への取組を開始

(国補1/2)

背景：酪農家・関係機関からの多くの要望により対応

昭和59年

乳用牛群改良推進事業に後代検定事業を追加

→ 乳用牛群総合改良推進事業へと改名

昭和60年

東京都・高知県が加わり、全都道府県が事業に参加

平成2年

国の乳用牛群総合改良推進事業は、

→ 牛群検定：乳用牛群検定普及定着化事業

→ 後代検定：乳用種雄牛後代検定推進事業に引き継がれた。

平成17年

国の三位一体の構造改革に伴う税源移譲により、県単独事業となった。

取組方針：家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準等について(18生畜第899号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)により、これまでの全国統一的な実施体系を継続するように国から提示された。

事業概要 (予算書より)

事業:0582 乳用牛改良推進事業費 細事業:02 乳用牛群検定推進事業費

事業目的:

乳牛の資質向上と効率的な飼養を図るため、農家飼養の乳用雌牛群の総合的な能力検定を推進する。

また、優良乳用種雄牛を選抜するため、牛群検定データを基にした、後代検定の実施を推進する。

さらに、牛群検定により得られた情報を有効に活用するため、検定情報を分析し、農家指導を行う。

事業内容:

- (1)牛群検定の実施
- (2)後代検定の実施
- (3)検定情報の分析及び農家指導

事業明細:

- (1)乳用牛普及推進事業補助金(補助)

補助先:山梨県乳用牛群検定組合

牛群検定:農家繫養雌牛群の総合的な能力検定を実施する。

後代検定:牛群検定のデータを基に種雄牛の評価成績をだし、より能力の優れた種雄牛を選抜する。

- (2)乳用牛郡検定普及定着化事業(委託)

委託先:山梨県酪農業協同組合

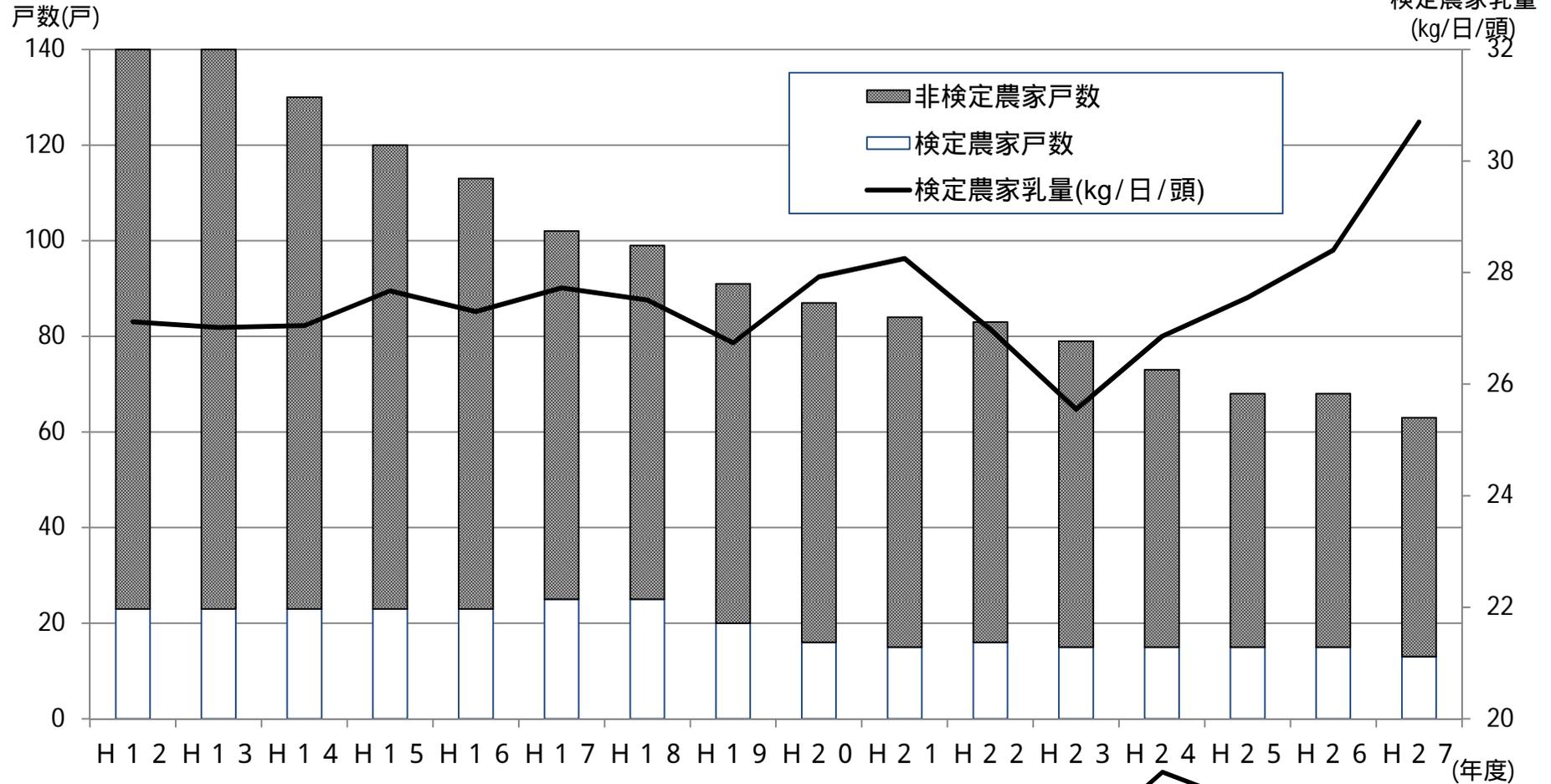
牛群検定より得られた検定情報の分析とそれに基づく農家指導を実施する。

財源:

生産物売払収入:酪農試験場(優良供卵牛選抜事業)・牛乳売却収入より

事業実績

県内検定農家数および検定農家乳量の推移



繁殖台帳webシステム活用開始(H24.4~)
インターネットを介して、酪農家や検定員、技術指導員が、検定結果や疾病状態、繁殖状況などを確認できるシステム。
これまでよりもより効率的な牛群検定情報の活用が可能になった。

根拠法令(国)

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」

(昭和二十九年六月十四日法律第百八十二号)

最終改正：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第一章の二 酪農及び肉用牛生産の近代化を計画的に推進するための措置

第二条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」

策定：平成 27 年 3 月 31 日

・酪農及び肉用牛生産の競争力の強化

1．生産基盤強化のための取組

(2) 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

牛群検定の加入率の向上

(背景・課題)

牛群検定の積極的な活用により乳用牛の生産性を向上させることが重要であるが、我が国の牛群検定加入率（頭数ベースで約 60%、戸数ベースで約 50%）は酪農先進国と比べ低く、乳用牛 1 頭当たり乳量の伸び悩みの一因とも考えられる。このため、酪農家の加入を促進し、その積極的な活用により生産性の向上を図る必要がある。

(対応・取組)

関係機関は、酪農における飼養・繁殖管理、乳質・衛生管理及び乳用牛の遺伝的改良に役立つ分かりやすい検定データの提供等に努めることにより、酪農家の加入を促進する。

「家畜改良増殖法」

(昭和二十五年五月二十七日法律第二百九号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

「家畜改良増殖法」の第三条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜（次章及び第三章を除き、以下単に「家畜」という。）につき、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標（以下「家畜改良増殖目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

「家畜改良目標」

策定：平成 27 年 3 月 31 日

乳用牛

2 改良目標

(3) 能力向上に資する取組

牛群検定

牛群検定から得られる情報は、乳用牛の改良に資するだけでなく、飼養管理、繁殖管理、衛生管理等の改善にもつながることから、生産者の牛群検定への参加を促進する。このため、牛群検定から得られ

る情報を基に、生産性を始めとする飼養管理等の改善につながる分かりやすい検定データの提供等を推進するものとする。

改良手法

ア国産種雄牛の活用

輸入精液の利用割合が増加傾向にある中、国産種雄牛の能力を下回る精液の利用もみられることから、今後とも、NTPに基づく総合的に遺伝的能力が高い国産種雄牛の作出・利用を推進するものとする。

また、引き続き、生産者及び検定組合等を中心に関係者が一体となった後代検定を促進しつつ、ゲノミック評価（注1）を用いた効率的な種畜の作出を図るためのモデル的な取組を進め、後代検定の効率化への応用の可能性について検証を進めるものとする。さらに、酪農経営の多様な改良ニーズに合致した国産種雄牛の簡易な選択システムの充実を推進するものとする。その対応の一つとして、乳成分や肢蹄、乳器等に関し、放牧に適した牛群づくりのための種雄牛の選択にも資するよう配慮することとする。

注1：ゲノミック評価

DNAを構成する塩基配列のうち、牛個体ごとに1つの塩基が変異している特定の箇所（SNP（注2））の検査結果（SNP情報）とその牛の泌乳成績等を分析し、その相関関係を遺伝的能力として評価したもの。

注2：SNP（Single Nucleotide Polymorphism）

一つの塩基配列の違いが、個体能力の違いを生じさせることがあり、これをSNP（一塩基多型）という。

イ新技術の活用

ゲノミック評価の精度向上と改良の加速化が重要であることから、リファレンス集団（注）の充実を図るための取組を推進するものとする。また、高能力な乳用牛に対する性判別技術（性判別精液や性判別受精卵）を活用した優良後継牛の効率的な生産を促進するとともに、優良後継牛の確保に支障を来さない範囲で、受精卵を用いた和子牛の生産拡大の計画的な取組を推進するものとする。

注：リファレンス集団

リファレンス集団とは、SNP情報及び泌乳成績等を持つ牛群のこと。SNP情報及び泌乳成績等を持つ個体が増加するにつれ、ゲノミック評価の正確性が向上することとなる。

根拠法令(県)

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」

第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を作成することができる。

「山梨県酪農・肉用牛生産近代化計画書」

策定：平成 28 年 3 月

・酪農及び肉用牛生産の競争力の強化

1．生産基盤強化のための取組

（2）乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

牛群検定の加入率の向上

（背景・課題）

牛群検定の積極的な活用により乳用牛の生産性を向上させることが重要だが、牛群検定加入率が低い
ため、酪農家の加入を促進し、その積極的な活用により生産性の向上を図る必要がある。

（対応・取組）

関係機関は、酪農における飼養・繁殖管理、乳質・衛生管理及び乳用牛の遺伝的改良に役立つ分かり
やすい検定データの提供等に努めることにより、酪農家の加入を促進する。

「家畜改良増殖法」

第三条の三 都道府県知事は、家畜につき、その種類ごとに、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府
県におけるその改良増殖に関する計画（以下「家畜改良増殖計画」という。）を定めることができる。

「家畜及び鶏の改良増殖計画」

策定：平成 28 年 3 月

乳用牛

2 改良目標

（3）能力向上に資する取組

牛群検定

牛群検定から得られる情報は、乳用牛の改良に資するだけでなく、飼養管理、繁殖管理、衛生管理等
の改善にもつながることから、生産者の牛群検定への参加を促進する。このため、牛群検定から得られ
る情報を基に、生産性を始めとする飼養管理等の改善につながる分かりやすい検定データの提供等を推
進する。

改良手法

ア 国産種雄牛の活用

輸入精液の利用割合が増加傾向にある中、国産種雄牛の能力を下回る精液の利用もみられることから、
今後とも、NTPに基づく総合的に遺伝的能力が高い国産種雄牛の利用を推進する。また、引き続き、
生産者及び検定組合等を中心に関係者が一体となった後代検定を促進する。

イ 新技術の活用

高能力な乳用牛に対する性判別技術（性判別精液や性判別受精卵）を活用した優良後継牛の効率的な
生産を促進するとともに、優良後継牛の確保に支障を来さない範囲で、受精卵を用いた和子牛の生産拡
大の計画的な取組を推進する。

山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 乳用牛群検定及び乳用種雄牛後代検定を推進することにより、山梨県内の乳用牛の能力向上を図る。

(交付の対象及び補助率)

第3 交付の対象となる経費は、家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準について(平成18年6月23日付け18生畜第899号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)のうち、都道府県が行う乳用牛改良増殖推進事業検定実施方法及び基準に基づいて、事業実施主体が行う事業(以下「事業」という。)に要する経費で、補助率は別表に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第4 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは事業の目的、内容及び計画、完了予定、収支予算等を記載した交付申請書(別記様式1号)を、別に定める期日までに知事へ提出するものとする。

(補助金交付の条件)

第5 補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金額に変更が生じる場合又は経費の配分について各費目相互間におけるいずれか低い額の30%を越えて変更しようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第2号)を提出し、知事に承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日、又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記様式第3号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7 補助金は、事業完了後、額の確定の上、交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとし、これを受けようとする

場合は、概算払請求書（別記様式第4号）を提出するものとする。

（書類の保管）

第8 事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了の年度の翌年から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（事業の委託）

第9 事業実施主体は、この事業の一部を都道府県知事が適当と認める者に委託して行うことが出来るものとし、委託団体協議書（別記様式第5号）により知事へ協議するものとする。

附則 この要綱は平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表 1

経 費	補 助 率
(1) 乳用牛群検定の実施に要する経費	補助対象経費の42.2%以内
(2) 乳用種雄牛後代検定の実施に要する経費	補助対象経費の10/10以内



18生畜第899号
平成18年 6月23日

関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準等について

家畜改良増殖の取組については、三位一体改革による税源移譲に伴い、強い農業づくり交付金のうち都道府県分の家畜改良増殖推進事業は廃止されたが、農業競争力強化対策民間団体事業のうち社団法人家畜改良事業団及び社団法人中央畜産会が事業実施主体となって実施する家畜改良増殖推進事業のメニューは存続し、引き続き支援することとなった。

都道府県段階での家畜改良増殖推進に関する取組は、各都道府県での予算措置に委ねられることとなったが、乳用牛及び肉用牛の改良増殖の取組を行う都道府県については、下記1及び2の検定の実施方法及び基準等に基づいた取組を実施することにより、農業競争力強化対策民間団体事業実施要領（平成18年3月31日付け17生産第8577号農林水産省生産局長通知）等に基づき社団法人家畜改良事業団及び社団法人中央畜産会が実施する家畜改良増殖対策推進事業と連携した取組が行われるよう、特段の御配慮をお願いする。

このほか、豚及び鶏の改良増殖の取組を行う都道府県については、下記3及び4の基準等を参考にされたい。

また、家畜導入事業実施要領（平成18年3月31日付け17生産第3060号農林水産省生産局長通知）で別に定めるとしている家畜導入実施基準については下記5のとおり定めたので、基準に沿った家畜導入事業の円滑かつ的確な実施について御配慮をお願いする。

なお、「家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準等について」（平成17年5月12日付け17生産第341号生産局畜産部畜産振興課課長通知）は、廃止する。

おって、貴局管内の都県農政主務部長に対しては、貴職から通知されたい。

記

1. 都道府県が行う乳用牛改良増殖推進事業検定実施方法及び基準（別紙1）
2. 都道府県が行う肉用牛後代検定実施方法及び基準（別紙2）
3. 都道府県が行う系統豚検定等実施方法及び基準（別紙3）
4. 都道府県が行う鶏改良検定実施方法及び基準（別紙4）
5. 家畜導入実施基準（別紙5）